

国際課税のケース・スタディ

スポーツ選手を招聘した場合の課税関係

税理士 小沢 進

〔設例〕

内国法人甲社は、スポーツイベントの開催を企画した。甲社は、スポーツ選手の招聘のため、英國法人A社及び米国法人B社にその斡旋を依頼した。A社及びB社は、それぞれの国の選手を集め、日本に派遣する契約を締結した。このような場合、A社及びB社並びにスポーツ選手の課税はどうになるのか。

〔ポイント〕

課税関係は、招聘先のA社及びB社と招聘されるスポーツ選手に分けて検討する。

1. 国内法の適用関係
2. 租税条約の適用関係
 - (1) 日英租税条約
 - (2) 日米租税条約

〔検討〕

1. A社及びB社の課税関係

(1) 国内法の適用関係

国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う法人が受けるその人的役務の提供に係る対価は、国内源泉所得に該当し(所161二)，その国内での支払いの際に、支払い金額の20%の税率による源泉徴収が行われる。次いで、今回の事

業についての所得金額を算定し、法人税の確定申告及び納税が必要とされる(法141)。この際、既に源泉徴収された税額は、その法人税額から控除して納税することとなるが、控除し切れない場合には、その差額は還付される。なお、法人税額から控除される税額は、源泉徴収された金額そのものではなく、当該金額から、スポーツ選手に支払う金額に対応する源泉徴収税額を控除した後の金額とされる(法144)。

(2) 租税条約の適用関係

イ 日英租税条約

日英租税条約第6条(4)は、芸能人又は運動家が役務を提供する活動を行う場合には、その国内に恒久的施設を有するものとみなされる、いわゆる「みなしPE」の規定である。A社が、実際に、支店、事務所等の恒久的施設を有しない場合であっても、事業所得について恒久的施設を有するものとして課税されることから、結果として、国内法どおりの課税となる。

ロ 日米租税条約

日米租税条約第8条において、産業上又は商業上の利得については、相手国に恒久的施設を有しない限り、相手国での課税はないこととされており、原則として、人的役務の提供を事業とする場合も、当該法人がいわゆるワンマン・カンパニーに当たらなければ、同条の適用がある。従って、

B社がわが国に支店、事務所等の恒久的施設を有しない場合には、わが国の課税はないことになる。

(3) 実務上の問題点

招聘先のA社及びB社との契約であっても、その法人を介在させただけで、その実質が単なる金銭の代理受領であると認められる時は、課税実務上、法人に対する支払いではなく直接個人に支払ったものとして処理される場合がある。その場合の課税関係は、次の「スポーツ選手の課税関係」によることになる。

2. スポーツ選手の課税関係

(1) 国内法の適用関係

スポーツ選手は、スポーツ大会に出場するためのみ来日するため、その滞在期間は1年未満の短期間であることから、所得税法上、非居住者に該当する。非居住者については、わが国の国内源泉所得のみが課税の対象とされる。スポーツ大会に出場することによる報酬は、わが国の国内において行う人的役務の提供の対価として国内源泉所得に該当する。従って、わが国においてその対価が支払われる場合には、その支払い金額に20%の税

率による源泉徴収が行われて、課税関係は終了する(所164②)。なお、その支払いが国内でなされない場合に、その者がわが国に居所を有しているときは、その出国までに、居所を有していない場合は、翌年の3月15日までに確定申告して、納税することとされている(所172)。この申告は、準確定申告といわれるものであるが、課税標準である支払い金額に20%の税率を乗じた税額を納税することになる。

(2) 租税条約の適用関係

イ 日英租税条約

日英租税条約第18条において、運動家がこれらの者としての個人的活動によって取得する所得に對しては、その活動が行われる締約国において租税を課すことができると規定されている。スポーツ選手は、わが国で活動することから、その活動に対する報酬についてわが国で課税できることとなる。課税の方法は、上述の国内法の規定によることとなる。

ロ 日米租税条約

日米租税条約では、人的役務の提供による所得

延滞税から重加算税までを体系的に解説!!

附帯税の事例研究

品川芳宣著

定価 3,500円
(本体3,398円)
A5上製函入
テ 310円

■本書は附帯税に係る判例・裁決例約600例を分析し、体系化するとともに、その課税実務から争訟事件にいたるまでの諸問題をやさしく解説したものです。

財 経 詳 報 社

を、独立した資格に基づくものと勤務に基づくものとに区分しており、特に芸能人、運動家についての固有の芸能人条項はない。その活動が、自由職業者(self-employed)に当たるか使用人(employed)に当たるかにより、その取扱いが異なる。

(1) スポーツ選手が自由職業者とされる場合、次の条件のいずれをも満たすときに、免税とされる(同条約17(2)(c))。

①その者が相手国に滞在する期間が当該課税年度を通じて合計90日以下であること

②その者の相手国での役務提供に基づく所得が当該課税年度を通じて合計3,000米ドル以下であること

この場合、3,000米ドルを超えるか否かの金額の算定においては、旅費として弁償される額は、これを含めないところで判定される(同条約21)。

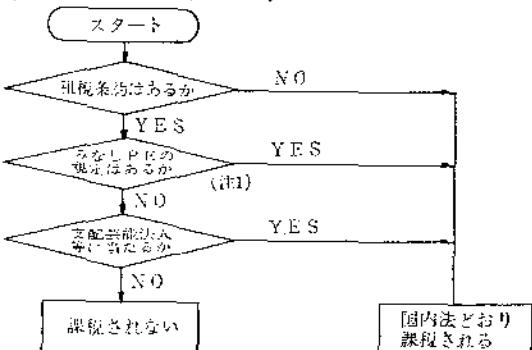
(2) スポーツ選手が使用人とされる場合、短期滞在者免税の要件を満たすときには、免税とされる(同条約18(2))。

OECD モデル条約第17条は、芸能人等の所得については、自由職業者条項及び給与所得条項の適用がないことを規定し、更に、ワンマンカンパニーのように芸能人等の所得が当該芸能人等により支配権又は権利を保有されている企業に帰属する場合には、その所得に対して源泉地国が課税できることを規定している。また、US モデル条約も OECD モデル条約と同様の規定を定めているが、更に、芸能人等が当該法人から後払い給与、賞与、報酬、配当、パートナーシップの分配及びその他の分配を受けている場合を条件として、源泉地国課税での課税を規定している。日米租税条約には、それらの条項はなく、そのような解釈も行われていない。従って、米国法人又は米国に所在する恒久的施設の使用人であるか否か等をチェックして、短期滞在者免税に該当するか否かを判定する。ただし、米国法人B社がワンマンカンパニー

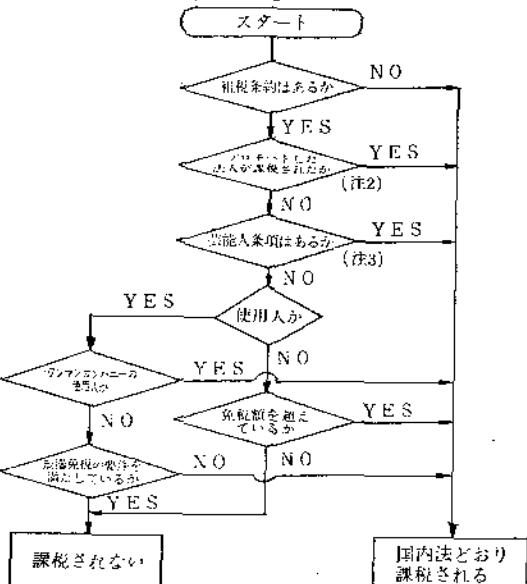
に当たる場合は、免税とされない(同条約18(3))ことに留意する必要がある。

参考までにフローチャートで示すと次のとおり。

[A社及びB社の課税関係]



[スポーツ選手の課税関係]



(注1) みなしPE の規定のある条約は、対アイルランド、イギリス、タイ、ノルウェー、ブラジル、マレーシアとの条約である。

(注2) プロモートした法人が受領する報酬についてわが国で源泉徴収が行われた場合、その法人がスポーツ選手に報酬を支払ったときには、所得税法第215条の規定の適用により、その報酬について当該法人が20%の税率で源泉徴収したものとみなされる。

(注3) 芸能人条項を有しない条約は、対アメリカ条約のみである。